

# 答 申 書

(上下水道料金の改定について)

川北町上下水道料金審議会は、適正な料金を設定するために必要な事項について、委員それぞれの立場から審議しました。

その中で、本町の上下水道事業に関する理解を深め、事業運営上の問題点や今後の課題等について整理しました。

今後の上下水道事業については、施設及び管路の老朽化対策及び経営基盤を強化し、維持管理費・更新事業に必要な事業費を確保していくことが喫緊の課題であるため、本答申書の趣旨を尊重され、十分に検討くださるよう答申いたします。

川北町長 前 哲雄 様

令和4年9月20日

川北町上下水道料金審議会

委員長 田中秀夫

はじめに

川北町の上下水道料金は平成5年度より町民の負担を軽減するため、水道料金については一般家庭用の基本料金510円/月の免除、下水道料金については2,570円/月から2,000円/月へ減額し、公共料金の低廉化を維持してきました。

しかし、現在29年を経過し、施設・管路の維持管理費及び老朽化に伴う更新需要の増大により現在の料金体系では非常に厳しい財政状況となっています。また令和6年4月1日より人口3万人未満の市区町村において公営企業会計への適用が必要とされており、より公営企業として利用者からの料金収入を基本とする事業運営を行う独立採算の原則が求められてきます。

そんな中、水道事業については事業を運営していく経常経費が不足しており、事業調整基金によって補填をしております。そのため基金は10年前の約9,940万円から現在では約5,400万円まで減少しており、このままでは約10年程度で資金不足になることが予想されます。

また、下水道事業については、汚水処理に関する経費については、下水道使用料等で賄うべきですが、現状では賄いきれておらず、不足する部分を一般会計からの繰入金によって補填しています。このような現状である下水道事業においても、公営企業として使用料収入をもって経営を行う独立採算を基本として運営されるべきものであり、健全な運営を行うためにも繰入金を縮減する必要があると考えます。

今後も将来にわたって安全で安心な上下水道の安定供給と事業の持続的な運営を図るために、今回審議した料金改定は必要であると判断し、別記のとおり料金改定を示します。

### (1) 料金改定

水道料金については基本料金の免除を見直し、550円/月(税込)とする。また従量料金については使用水量に応じた費用を負担してもらうため4段階の料金設定とする。

下水道料金については定額制を廃止し、基本料金と従量料金の二部料金制を導入する。基本料金は1,100円/月(税込)とし、従量料金については排水使用量に応じた費用を負担してもらうため4段階の料金設定とする。

[参考]令和3年度 水道使用実績により算出

一般家庭用 20mm の 1 か月平均使用水量 27.6 m<sup>3</sup> の場合

水道料金(税込): 現行 880 円 ⇒ 改定 1,711 円 月額 831 円増

下水道料金(税込): 現行 2,000 円 ⇒ 改定 2,455 円 月額 455 円増

合計 上下水道料金(税込): 現行 2,880 円 ⇒ 改定 4,166 円 月額 1,286 円増

### (2) 料金改定の実施時期

住民生活等へ幅広く影響があることから、上下水道利用者への周知には十分な期間を設定し実施すること。

### (3) 料金の適正性について

上下水道事業の経営状況を毎年精査し、料金の適正性についてはおおむね10年を基本とし、今後も引き続き検証・検討すること。また将来における維持管理費・更新費等において、すべてが料金に跳ね返りがないように事業費等の経費削減を図るとともに、国や県など関係機関等への所要な要望・要請などの取り組みを図られたい。

水道料金及び下水道料金対照表

◇水道料金

(消費税込み)

	改定前	
	基本料金	従量料金
一般家庭用	なし	10m <sup>3</sup> を超えると1m <sup>3</sup> につき50円
車庫用	510円/月	10m <sup>3</sup> を超えると1m <sup>3</sup> につき50円
納屋用	510円/月	なし
春田用	3,000円/年	なし
墓地用(地区)	3,000円/年	なし
生産組合用	510円/月	なし
臨時用	量水器設置料として 1,500円	なし
	水道料金として 1m <sup>3</sup> につき50円	
臨時用 (使用水量が不明)	定額(臨時用) 3,000円	なし

	改定後	
	基本料金	従量料金
一般家庭用	550円/月	11m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> は1m <sup>3</sup> につき66円
一般その他用		31m <sup>3</sup> から50m <sup>3</sup> は1m <sup>3</sup> につき72円 51m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> は1m <sup>3</sup> につき79円 101m <sup>3</sup> を超えると1m <sup>3</sup> につき85円
春田用	3,300円/年	なし
墓地用(地区)	3,300円/年	なし
生産組合用	550円/月	なし
臨時用	量水器設置料として 1,500円	なし
	水道料金として 1m <sup>3</sup> につき66円	
臨時用 (使用水量が不明)	定額(臨時用) 3,300円	なし

## ◇下水道料金

(消費税込み)

	改定前	
	使用料	
一般家庭用	2,000円/月	
事務所、工場	500リットル未満は、1,280円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 110リットル×従業員数	
レストラン、マーケット、飲食店	500リットル未満は、2,570円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 (110リットル×従業員数) + (12リットル×延客数)	
喫茶店	500リットル未満は、1,280円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 (110リットル×従業員数) + (12リットル×延客数)	
集会室	500リットル未満は、1,280円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 16リットル×延利用者数	
その他施設	町長が定める額	

	改定後	
	基本料金	従量料金
一般家庭用 事業所等	1,100円/月	11m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> は1m <sup>3</sup> につき77円 31m <sup>3</sup> から50m <sup>3</sup> は1m <sup>3</sup> につき88円
自家井戸 (メーター取付可能)		51m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> は1m <sup>3</sup> につき99円 101m <sup>3</sup> を超えると1m <sup>3</sup> につき110円
自家井戸 (メーター取付不可)	世帯人数(常勤従業員数)×8m <sup>3</sup> として使用水量を算定し、 使用料算定については上記と同じ	

※事業所等とは、事務所、工場、レストラン、マーケット、飲食店、喫茶店、集会室、その他施設

川北町上下水道料金審議会委員

氏名	役職(委嘱時点)	備考
田中 秀夫	町議会議長	委員長
山村 秀俊	町議会副議長	副委員長
西田 時雄	町議会総務産業常任委員長	
土谷 治	区長会長	
小野島 政孝	町商工会会長	
森田 秋好	町老人クラブ連合会会長	
田中 日呂美	町女性協議会会長	
池田 恵子	町消費生活相談員	
中村 栄俊	水道モニター代表(検針員)	
畑 明	農業集落排水組合代表	

上下水道料金審議会の開催経過

	開催日・場所	内容
第1回	令和3年9月29日(水) 19:00~21:00 役場2階大会議室	・委嘱状交付 ・「委員長」「副委員長」選出 ・上下水道事業の概要と課題について
第2回	令和3年11月30日(火) 19:00~21:00 役場2階大会議室	・第1回審議会における質疑に対する回答 ・上下水道事業の料金改定について
第3回	令和4年2月22日(火) 19:00~21:00 文化センター視聴覚室	・第2回審議会における質疑に対する回答 ・上下水道事業の料金改定案について
第4回	令和4年6月2日(木) 19:00~20:00 役場2階大会議室	・料金改定(案)の決定について
第5回	令和4年8月26日(金) 19:00~20:00 役場2階大会議室	・答申書(案)の決定について